このリーフレットは「第二種施設」用です

法律（健康増進法）の改正により，受動喫煙防止対策を講じることが義務付けられます。（罰則が適用されることがあります。）

健康長寿のまち・京都

受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため，**令和２年４月１日**から，改正「健康増進法」（以下，「法律」といいます。）が全面施行されます。

法律で「第二種施設」と区分される施設を管理する立場にある人（管理権原者等）は，受動喫煙を防ぐために，法律に基づき，施設に関して適切に措置を講じていただく義務があります。

「受動喫煙ゼロ」に向けて，皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

京都市保健所

京都市
CITY OF KYOTO
京都市はＳＤＧｓを支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1　法律で「第二種施設」と区分される施設

●多くの人が利用する施設（２人以上の人が同時または入れ替わり利用する施設）のうち，法律で「第一種施設（※）」と区分される施設以外は，「第二種施設」と区分され，法律の規制の対象となります。

※　「第一種施設」と区分される施設には，学校，病院，薬局，介護老人保健施設，あん摩マッサージ等の各種施術所，保育所等の児童福祉法に規定する各種施設，認定こども園等があります。

「第一種施設」については，別途リーフレットを作成しております。本市ホームページ（６ページに記載）で公開していますので，そちらを御覧ください。

第一種施設用リーフレット

●例えば，次のような施設が「第二種施設」と区分されます。

<第二種施設の例>
事務所，工場，
ホテル，旅館，
特別養護老人ホーム，グループホーム，
商業施設，飲食店（※），公衆浴場，理容所，美容所，遊技場等

※　「第二種施設」と区分される施設のうち，飲食店については，別途リーフレットを作成しております。本市ホームページ（６ページに記載）で公開していますので，そちらを御覧ください。

飲食店用リーフレット

2 法律で定められていること

●**令和２年４月１日** から，

屋内 は**「原則として禁煙」**としなければなりません。

「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として，屋根がある建物であって，かつ，側壁が概ね半分以上覆われているものの内部」を指します。
これに該当しない場所については，「屋外」と扱います。

●**「加熱式たばこ」**についても紙巻たばこと同じ取扱いです。

●喫煙が禁止されている場所に，灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態で設置してはいけません。

●「人の居住の用に供する場所（例：特別養護老人ホームやグループホームの個室）」や「旅館業法に規定する旅館業の施設の客室の場所（例：旅館やホテルの客室）」等には，法律の規制は及びません。

●次の対応を行う場合は，施設内で喫煙することができます。

対応	内容等
「喫煙専用室」を設置する	屋内の一部に**「喫煙専用室」**を設置することで，その中に限り，喫煙できるようになります。 この中では，**喫煙以外の行為はできません。また，施設の全部分を「喫煙専用室」とすることはできません。**
「指定たばこ専用喫煙室」を設置する	屋内の一部に**「指定たばこ専用喫煙室」**を設置することで，その中に限り，**「加熱式たばこ」のみ喫煙できる**ようになります。 この中では，**喫煙以外の行為もできますが，施設の全部分を「指定たばこ専用喫煙室」とすることはできません。**

3 「喫煙専用室」・「指定たばこ専用喫煙室」について

● **「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」**を設ける場合は，次の４つのことを必ず守らなければなりません。

(1)　「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」に，**２０歳未満の人を立ち入らせてはいけません（施設の従業員も含まれます。）**。

(2)　施設の喫煙状況が利用者に分かるように，**標識の掲示**により，施設内に「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」があることを，**施設の主な出入口に分かりやすく示さなければなりません**。また，施設内にある**「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」の出入口にも，標識の掲示**により，**当室が喫煙場所**であることや，**２０歳未満の人は立入禁止**である旨を，**分かりやすく示さなければなりません。**

なお，「喫煙専用室」又は「指定たばこ専用喫煙室」を廃止したときは，標識を除去しなければなりません。

施設の主な出入口に掲示する標識の一例

「喫煙専用室」等の出入口に掲示する標識の一例

施設の主な出入口への掲示の一例

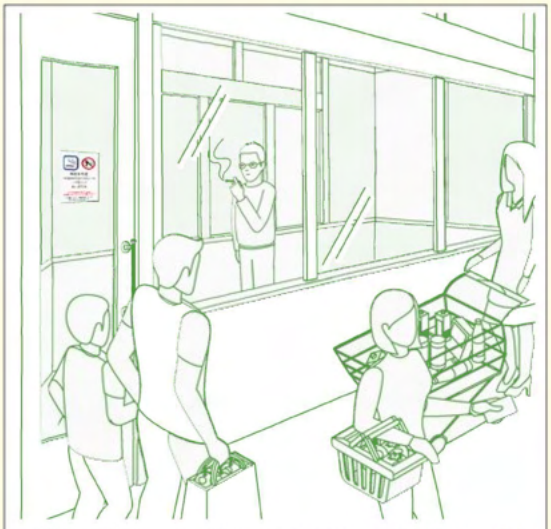

「喫煙専用室」等の出入口への掲示の一例

(3)　たばこの煙が流れ出ないようにするため，**次の３つの設置基準を必ず満たさなければなりません。**

ア　**「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」の出入口において，室外から室内に流入する空気の気流が，０．２m毎秒以上であるようにすること。**

イ　**壁や天井等によって区画**されていること。

※「壁や天井等」＝建物に固定された壁や天井のほか，ガラス窓等も含みますが，たばこの煙を通さない材質，構造のものをいいます。

※「区画」＝出入口を除いた場所において，壁等により床面から天井まで仕切られていることをいいます（たばこの煙が流出するような状態は認められません。）。

ウ　**「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」の空気が，屋外に排気**されていること。

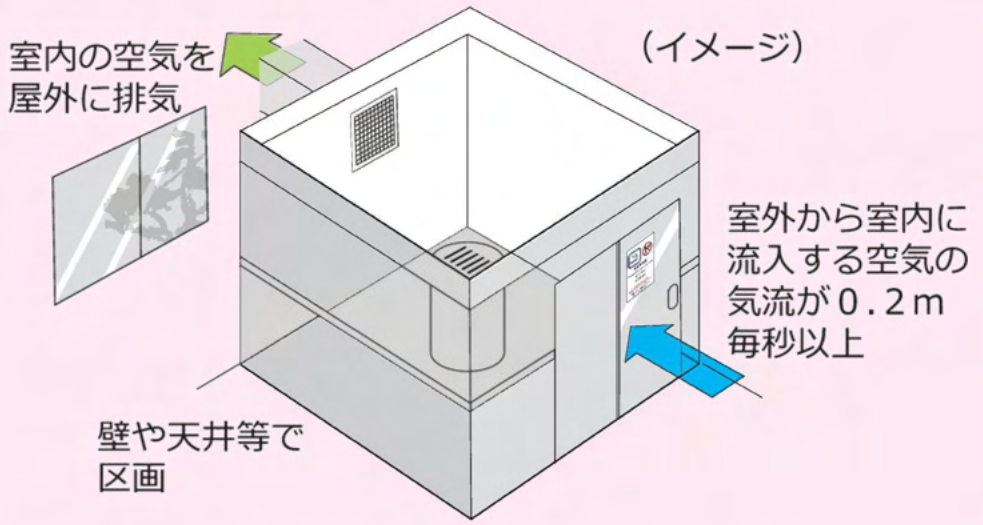

※　なお，管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記(3)を満たすことができない場合の経過措置制度や，施設が複数階に分かれている場合における階毎に禁煙・喫煙を分ける取扱いに関する基準が別途定められています。詳しくは，本市ホームページ（6ページに記載）を御覧ください。

(4)　「指定たばこ専用喫煙室」を設置する場合は，ホームページや看板等において，**施設の営業に関する広告・宣伝**を行う場合，**「「指定たばこ専用喫煙室」を設置している施設であること」を明らかにしなければなりません。**

4 法律違反には指導や命令を行い，改善が見られない場合は罰則が適用されることがあります

- 違反事案に対しては，法律に基づき，管理権原者等に対して，立入検査，指導や助言，勧告や命令等を行う場合があります。
- 命令等を行っても改善が見られない場合等は，罰則（過料）が適用される場合があります。

5 事業者の方への支援制度について

- 国では，事業者の方に対して，受動喫煙防止対策を行う際の支援として，各種喫煙室を設置する際の費用の助成や，税制上の制度を設けています。

詳しいことは，厚生労働省のホームページを御確認ください。
「事業者の皆さんへの財政・税制支援等について」

6 受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口

- 京都市では，受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口を設置しています。御不明な点は，以下までお問い合わせください。

<京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口>

【電　話】０７５－２２２－３０１７
【ＦＡＸ】０７５－２２２－３３４７
【受付時間】
月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）
午前１０時～午後５時

ホームページも御覧ください

厚生労働省ホームページ
「なくそう！望まない受動喫煙」

京都市ホームページ
「受動喫煙を防止しましょう」

発行：保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（京都市保健所）